

北海道立教育研究所運営懇談会会議の公開取扱要項

(平成28年7月11日北海道立教育研究所長決定)
(平成29年7月3日一部改正)
(令和4年3月22日一部改正)

附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準(平成28年3月30日北海道教育委員会決定)第8の4の(3)及び北海道立教育研究所運営懇談会開催要領(平成28年6月23日北海道立教育研究所長決定)第5の(2)の規定に基づき、北海道立教育研究所運営懇談会の会議の公開について次のとおり定める。

(公開)

第1条 北海道立教育研究所運営懇談会の会議(以下「会議」という。)は公開とする。ただし会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない。

(会議の公開・非公開の決定)

第2条 会議の公開・非公開の決定は、北海道情報公開条例(平成10年条例第28号)の趣旨を踏まえ、北海道立教育研究所長(以下「所長」という。)が行うものとする。

(会議開催の周知)

第3条 会議開催の周知は、開催日15日前までに北海道立教育研究所のホームページへの掲載により行う。ただし、急を要する場合は、その期日を10日前まで短縮することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、別に指定する日までに傍聴申請書(別記第1号様式)を北海道立教育研究所総務部管理課に提出し、傍聴者証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の傍聴申請書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

3 傍聴者の定員は、受付順に10名とする。

4 報道関係者、道職員等で所長が特に必要であると認める者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

5 次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、所長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴者の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 帽子、外套の類を着用すること。

(3) 飲食すること。

(4) 私語、談話、拍手等すること。

(5) 携帯電話を使用すること。

(6) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。

(7) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

2 傍聴者は、写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に所長の許可を得たときは、この限りでない。

3 傍聴者が前二項の規定に違反したときは、所長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(所長の指示)

第6条 前条に規定するもののほか、傍聴者は所長の指示に従わなくてはならない。

(議事録の公表)

第7条 議事録は、北海道立教育研究所のホームページへの掲載により公表するものとする。

(補足)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、決定の日から施行する。

2 「北海道立教育研究所運営協議会会議の公開取扱要項」(平成24年7月25日北海道立教育研究所運営協議会決定)は廃止する。